

Title	日本書記訓注の在りようとその意義
Author	毛利, 正守
Citation	人文研究. 57 卷, p.233-242.
Issue Date	2006-03
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	藪木榮夫教授 : 広川禎秀教授 : 阪口弘之教授 : 小西嘉幸教授 退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

日本書紀訓注の在りようとその意義

毛利正守

日本書紀の注記の一つである訓注（「雄詰、此云烏多鷄摩」等）は、いかなる目的で記され、いかなる意義を有するかが従来問われてきた。本稿は、一般に説かれてきた考えについて、それを見直しそうとするものである。書紀訓注は、漢訳仏典類に既に存在する注記（「陀羅尼、此云総持」等）に倣ったものであることが証されている。ただし、漢訳仏典類は中国において、梵語を自国語（中国語）の文章に訳したものであるのに対して、書紀は、日本にあって日本語文（倭文）とは異なる中国語文（外国語の文章）で記すことを志向した書である。本文にかかるとある中で、書紀の「A、此云B」という訓注は漢訳仏典類の注記と同じ形式をとった。そのために、漢訳仏典類では外来語または外国語としてある語句は本文の方に位置するのに対して、書紀にあっては注記の方に存することになったとみてよい。従来、訓注語は、本文の「雄詰」等の漢語が読み難いために、またはいくつか想定される倭訓を定めるために施されたとみるのが一般的であった。本稿では、「雄詰」や「蹴散」もそうであるが、「屯聚居」や「吹棄氣噴之狹務」等は、漢語というよりも、倭語に基づき、且つ訓語を利用しつつ生まれた漢字連語であると捉え、訓注語「烏多鷄摩」等は、純漢文を旨とした書紀にあって、基本的に、明示しておくべき、特記される倭語（中国語文に對しての外国語）であると捉え直すものである。

一

日本書紀の中には、何種類かの割注が存在するが、その中の一つに所謂訓注と称される注記が認められる。二、三示せば次のごとくである。

- (1) 天照大神、(略) 背に千箭の鞞と五百箭の鞞とを負ひ、臂に稜威の高鞞を著け、弓楯を振起し、劍柄を急握り、堅庭を踏みて股を隔れ、若_二沫雪_一以蹴散、蹴散、此云俱、穢齋、運箇須（卷一、神代上）
- (2) 是に軍中に令りて曰はく、「且停れ。復な進みそ一とのたま

ひ、乃ち軍を引きて還りたまふ。虜も敢へて逼めまつらず。

却りて草香津に至り、植_レ盾而為_二雄詰_一焉。雄詰、此云_二烏多鷄摩_一（卷三、

神武天皇条）

- (3) 爰に忌益を以ちて、和珥の武鏢坂の上に鎮坐ふ、則ち精兵を率て、進みて那羅山に登りて軍す。時に官軍屯聚みて、而躡_二躡草木_一。因以号_二其山_一曰_二那羅山_一。躡躡、此云_二布瀾那羅須_一（卷五、

崇神天皇条）

(1)は「蹴散、此には俱穢齋運箇須と云ふ」であり、(2)は「雄詰、此には烏多鷄摩と云ふ」、(3)は「躡躡、此には布瀾那羅須と云ふ」と

いうものである。「此云」は「ここには」と云ふ」と訓み、「此」とは、「日本」を指す^{〔〕}と捉えてよい。これらの訓注について、従来、一般に次のような把握がなされている。

訓注は、被訓注語である本文の漢語に対して、その漢語の倭訓を示したものであるという捉え方である。本文の漢語に対し、日本での訓みがいくつかある中で、一つの倭訓を限定・提示したものの、またはその漢語が訓み難いために、その訓みを示したものであるとの把握である。即ち、本文の漢語が先ず存在し、倭訓はその漢語に基づいて生まれたものだという認識である。先ずある本文の漢語に対して、訓注はその次の段階のものとしてあり、元にある漢語に対する訓みが施されたものとの捉え方である。しかしこのような捉え方、またはそのような発想のし方に問題はないのか。少し視点を変えて眺めてみる必要があるのではないかと思われる。

具体的に右の(1)「蹴散、此云^二俱穢簸邏箇須^一」の例で言えば、従来は、「蹴散」という漢語があり、その漢語に対して、倭訓としてクエハラカス^一が示されたという捉え方である。しかしながら、むしろクエハラカスという倭語が先ず存在し(これが口頭語とどのように関わらるかも問題であるが、いまは問わない。むしろ、このように書記されることによって、それが倭語として定着をみせると捉えることもできる)、その倭語を翻訳するかたちで漢字連語としての「蹴散」が生まれたというものではなかったかということである。

確かに訓注のあり方は、「蹴散、此云^二俱穢簸邏箇須^一」であり、

「蹴散は、此(日本)では俱穢簸邏箇須と云う」という訳だから、本文の被訓注語「蹴散」が先ず存在し、それに対して倭訓(訓注)が付加されたようなかたちをとっている。ところが、次に眺めることからして、基本的に、訓注としての倭語がはじめに存在し、それを中国語に翻訳するかたちで本文の漢字連語(漢語)が生まれたとみるのが妥当ではないかと考えられる。^{〔〕}

そのことを確認する意味でいくつかの訓注をとり挙げ、吟味していくことにする。

A 天皇、往に嚴益の糧を嘗したまひ、軍を出して西を征ちたまふ。是の時に、磯城の八十梟帥彼処に屯聚居之。^{〔〕}
屯聚居、此云怡波瀨聚

(卷三、神武天皇即位前紀条)

ここは、神武天皇が出陣して西方を征討したときに、磯城の八十梟帥がそこ(磐余)に満ちみちていたという内容の箇所である。訓注のイハミキは、複合動詞イハミウの連用形である。イハムというのは、「大軍集而満於其地」(卷三、神武天皇条)の「満」に内閣文庫本・熱田本・北野本などがイハメリと訓んでおり、また「各一所營散卒誘聚」(卷二六、斉明天皇条)の「營」に、北野本がイハミ、内閣文庫本などがイハミテと訓んでいることから知られるように、多く集まる、多く満ちる、たむろする意である。ウ(キ)というのは、居るの古い形であって、居る、すわる意である。「急居、此云菟岐于」(卷五、崇神天皇条)や、「せむすべのたどきを知らに隱居而思ひ嘆かひ」(萬葉、17・三九六九)、「たまきはる我が山の上に

立つ霞 雖^た立^し離^れ座^ま 君がまにまに」(同、10・一九一二)などによつて窺える。

当該箇所のみハミキは、八十梟帥がそこに「たむろしている、多く集まっている」という意である。

倭語としてのイハミキに対して、それでは被訓注語である「屯聚居」はいかなる語であろうか。まず「屯聚」は、漢籍に少なからず見出せる熟語である。

(1) 田禄伯曰、兵屯聚而西、無^レ佗^レ奇道、難^レ以^レ就^レ功(史記、呉王濞列伝)

(2) 徐故不軌盜賊未^レ盡解散、後復屯聚者、皆清潔之(漢書、王莽伝)

(3) 豪傑并兼、百里屯聚、往往僭^レ號(後漢書、祭祀上)

(1)は、軍隊が集まり西に進むだけで、何かそれ以外の奇策がなくては成功を収めるのは難しいであろうという内容であり、(2)・(3)も合わせて、「屯聚」は集まりとどまる意である。

一方、「聚居」も熟語として漢籍に見出すことができる。

(4) 且夫僭出僭入難、聚居異情惡(国語、晉語一)

(5) 一年尚未^レ集合、兵先至者聚居暴露(漢書、匈奴伝)

(6) 使^レ凶邪之謀不^レ遂、聚居之類不^レ安(魏書、田豫)

(4)は、一緒に集まり居て心情を異にするのは悪いことだという内容であり、(5)・(6)を含めて、「聚居」とは集まり居る意である。

かかる用例からも窺えるように、「屯聚」と「聚居」とは多少その

意を異にするところがあるものの、近似した意をもつ熟語であるときよい。ところが、その場合、漢籍にこの二つの熟語を統合するがごときかたちで、三字の「屯聚居」が見出し得るかとすると、それを見出すのは甚だ困難である。漢籍という、極めて膨大な資料を前にして、そうした用例がないなどは軽々には言えず、また慎まねばならぬことでもある。しかし、日本書紀が参照し活用したであろう史記や漢書・後漢書・三国志(呉志・魏志)・梁書・晉書・隋書・芸文類聚・文選・金光明最勝王経・淮南子等を眺めてみても、「屯聚居」は見出し難い。もう少し範囲を拡げて見ても、やはり検出し得ないものである。

二

日本書紀の訓注は、従来指摘されているように、漢訳仏典類に記される「陀羅尼^{此云}持^持」、「娑婆^{此云}忍^忍」(以上、華嚴経音義、卷一)などの注記の影響を受けているとみてよい。漢訳仏典類では、梵語を中国語に訳しているのが、本文の文章は当然中国語文であり、注記の「此云」の「此」も同じ中国を指し、「此云」の下の「総持」「堪忍」などもやはり同じ中国語ということになる。ところが、日本書紀は純漢文で記すことを目指しているために、即ち中国語で記すことを志向しているために、本文の文章は、所謂倭文ではなくて中国語文ということになる。しかし、日本書紀(以下、書紀とも)の訓注は漢訳仏典類に倣って「此云」という同じ形をとるために、書紀の本文は中国語の文章で

ありながら、「此」は日本を指し、従つて「此云」の下の、先の「俱
 穢穢邏邏箇須」などは本文（中国語）とは異なる日本語（倭語）とい
 うことになる。漢訳仏典類では本文と「此云」の下の語とは同じ言語
 （中国語）であるのに対して、書紀にあつては、本文が中国語で、「此
 云」の下の語は日本語（倭語）であるという異なりをみせることにな
 るのである。なぜこのような違いを生じたかを繰り返して言えば、自
 国（中国）において自国語（中国語）で文章を綴る漢訳仏典類に対し
 て、自国（日本）において別の国の言語（中国語）で文章を綴ろうと
 する日本書紀にあつて、しかもそうでありながらも、漢訳仏典類に倣つ
 て自国を指す「此云」と同じ「此」を用いるために生じた相違である
 と言つてよい。

漢訳仏典類にある梵語（漢字で表記）、及び日本書紀にある倭語
 （仮名書きで表記）は両者において、基本的に、それぞれとくに提示
 しておくべき即ち特記すべき語である。⁴⁾ところが、いま述べるような
 事情によつて、漢訳仏典類ではそれが本文中に位置し、日本書紀にあつ
 ては、それが「此云」の下に位置することになったという次第である。
 漢訳仏典類における梵語と日本書紀における倭語とは、言うならばそ
 れぞれの文章中にあつて外来語または外国語（特記すべくしてあるそ
 れ）であると言つてよい。それがまず基にあり、それを翻訳した語が、
 漢訳仏典類では「此云」の下に中国語として位置し、日本書紀では、
 本文中に漢字連語（漢語）として位置することになったというわけであ
 る。日本書紀の先（A）の「屯聚居、此云「怡波瀾萎」」の例で言え

ば、先ずは「怡波瀾萎」が特記すべき倭語としてあり、それを訓注の
 かたちで提示し、その翻訳として本文の「屯聚居」が生まれたとい
 う訳である。「屯聚居」の語が漢籍になかなか見出し得ないのは、こ
 のように倭語に基づいて成つた漢字の連語ゆえのことであるとみてよ
 かるう。

三

B 而吹棄氣噴之狹霧吹棄氣噴之狹霧 此云淨に生める神、号けて田
 心姫と曰す。次に湍津姫。次に市杵島姫。凡て三女なり（卷
 一、神代上）

この箇所は、出生する子の性別によつて善悪を証する誓約の段で、
 天照大神が素戔鳴尊の十握剣を求めとり、三つに打ち折つて天眞名井
 にすすいで嘔み砕き、吹き棄てる息のさ霧で生んだ神を、名付けて田
 心姫等と申すというくだりである。

訓注語フキウツルイフキノサギリのうち、先ずフキウツルは、フク
 を前項にもつ複合動詞であり、吹き返ス・吹き上グ、吹き下ス・吹き
 立ツ・吹き越スなどとその例は少なくない。また、ウツも他の動詞を
 前項にもつて複合動詞として用いられ、カキ棄ツ・投ケ棄ツ・脱ギ棄
 ツなどが存する。吹き棄ツとはそうした複合動詞の中の一例であり、
 吹き捨てる意である。

フキウツルイフキのイフキはイフクの名詞形。常陸国風上記の多珂

郡にある「野上群鹿、無_レ数甚多、其_レ鬚角、如_三蘆枯之原、比_二甚吹氣、似_三朝霧之立」の「吹氣」もイフキと訓むことができ、また「如_レ此久可_レ吞_三破_二氣吹戸坐_一須、氣吹戸主_止云神、根国・底之國_爾氣吹放_卒」(祝詞、六月晦大祓)の「氣吹」もイフキと訓んでよく、イフキとは息を吹くこと、強く呼吸を出すこと、また呼吸の意であることが分かる。

次に、「狭霧」の漢字が当てられるサギリについては、これが「狭い霧」の意であるとは考え難い。倭語の中に、接頭語としてのサがあり、そのサは上代においてあまり実質的な意味を持ち得てはいない。

「狭枝」(萬葉、19・四二〇七)、「佐由利」(同、18・四一一六)、「酢衣」(同、12・二八六六)などがその例である。かかるサに「左」や「左」と共に訓仮名としての「狭」が当てられるのであるが、要するに「狭」そのものの意は捨象されているのである。「狭夜中_ル友呼ぶ千鳥 物思ふと わび居る時に 鳴きつつもとな」(萬葉、4・六一八)、「山彦の 応へむ極み たにくくの 狭_さ渡_{わた}極_{はみ} 国状を 見したまひて」(同、6・九七一)、「川の瀬に 年魚_{あひこ}児_こ狭_さ走_{はし} 鳥つ鳥 鶴養伴なへ」(同、19・四一五六)などがそれである。結局のところ、「狭霧」の「狭」には「狭い」意はなくサの音のみを表していて、倭語としてのサギリをそのまま示していることになる訳である。

以上、先ず「吹棄」は、倭語であるフキウツ(ル)から誕生した漢字連語とみてよからう。漢籍になかなか「吹棄」の熟語を見出すことはできない。それはそのためだとみて誤らないであらう。次の「氣噴」

も倭語イフキに当てた漢字連語であり、これまたやはり漢籍にその例を見出し得ないものである。「狭霧」も右にみる通り「接頭語サ+キリ(霧)」の倭語であり、この語も漢籍に見出し得ないのはそのためである。

これらの語が連なった「吹棄氣噴之狭霧」は、フキウツルイフキノサギリという倭語に基づいて生まれた漢字連語であってその全体の連なりが漢籍にないのは、納得のいくところである。これを要するに、訓注語と被訓注語との関係は、倭語としての訓注語が先ず存在し、それを翻訳して本文の被訓注語が生まれたというべく、その倭語は純漢文(中国語文)で記す中であってとくに明示しておくべき特記すべき語であったと言つてよからう。漢訳仏典類で、梵語を漢文に翻訳する場合に、たとえば先の「陀羅尼_{此云}總持」や「娑婆_{此云}堪忍」にあって、「陀羅尼」を漢文に訳した「總持」を、また「娑婆」を漢文に訳した「堪忍」をそのまま本文の方に書き記し、梵語の「陀羅尼」や「娑婆」は示さないといった方法も可能であるとき、その梵語を本文に示すのは、「陀羅尼」や「娑婆」という梵語を梵語のままに明示しておく必要があると判断しての方策とみてよい。即ち、その元の語(陀羅尼・娑婆)は、中国語文の中にあつて、外来語または外国語として特記するに値する語であると認定されての方策であつたと考えられる。こうした漢訳仏典類でとられた在りようと同様、漢文(中国語文)で記す日本書紀にあっては、倭語はいわば外国語であり、その倭語(外国語)が明示・特記するに値する語であると判断されてとられた方策であつたと

言つてよからう。その特記すべき倭語（外国語）が本文（被訓注語）の方になく、訓注語として「此云——」の方に位置していることについては先に述べる通りである。

四

C 凡て此の諸の物、皆来聚集ひき。時に、中臣が遠祖天兒屋命、則以神祝祝之。是に日神、方に磐戸を開けて出でます。（略）

神祝祝之、此云加武保佐枳保佐枳（卷一、神代上）

動詞の上に接頭語か語句を冠して、動詞を重複させるといった語構成がある。その場合、「下泣きに泣く」のように、一般に二を伴うことが多い。「下泣き」というかたちで一つのまとまりをつくり、それが二を伴って副詞的に下の動詞「泣く」にかかっているいき、動作を継続して「泣く」意を強めている。「根許士爾許士」（古事記、上巻）、「花咲尔 咲之柄二」（萬葉、7・一二五七）、「弥瘦尔夜須」（同、8・一四六二）などがその例である。「神」を冠する場合には、「神問志」（祝詞、六月晦大祓）のように、二を伴うものが存する一方で、「神集 集座而」（萬葉、2・一六七）のごとく二を伴わないものが存在する。当該例の「神祝祝之」も訓注に「加武保佐枳保佐枳」とあることから知られるように二を伴っていない。「神」の場合には、

- (1) 天の安の河原に神集々而訓集云（古事記、上巻）
- (2) 亦賢と手足の爪とを切り、抜へしめて、神夜良比夜良比岐

- (同、上巻)
 - (3) 石立たす 少御神の 加牟苦岐 本岐玖琉本斯（同、中巻）
 - (4) 天の原 石門を開き 神上 上座奴（萬葉、2・一六七）
 - (5) 言さへく 百済の原ゆ 神葬 葬伊座而（同、2・一九九）
 - (6) 八百萬の神等を神集集賜比、神議議賜呂（祝詞、六月晦大祓）
 - (7) 水穗の国の荒ぶる神等を神攘々平氣武神議議給時爾（同、遷却崇神）
 - (8) 荒ぶる神等を神攘々給比、神和和給呂（同、同）
- のように、二を伴わないものが少なくない。
- カムは下に続く動作に種々なるかたちで係っていく。たとえば、(1)・(6)のカムツドヒツドフ、カムハカリハカルなどは神々が集まる、神々が相談する意で、カム（神）は主格として働いている。(3)の「少名御神のカムホキホキ狂ほし」も、神が繰り返し祝う意であって、同様である。また、(4)・(5)のカムアガリアガル、カムハフリハフルは神として天上に上る、神として葬る意と解され、当該のカムホサキホサキシは、神を祭って祝いごとを繰り返す意と解してよい。
- こうした「神+動詞連用形+動詞」は、その動作の程度や進行する度合いを強調する意をもつものであり、倭語としてあるとみてよいであろう。かかる構造をもつ語句が倭文体（ウヂノミ）としての古事記や祝詞、萬葉

集に多く現れるのは、これらが倭語として存在することを跡付けていることにもなる。

そもそも「神祝祝」などは、漢籍等にその使用が認められるのであろうか。たとえば右にとり挙げた「神集集」を例にとって言えば、「神集」や、また「集集」は漢籍に見出し難く、その両者を合した「神集集」は、更に見出しすことはできない。「神上上」や「神葬葬」、「神議議」、「神攘攘」なども同様である。また、「加牟苦岐本岐」などは、もともと仮名書きである。

問題の「神祝祝」について言えば、漢籍に「神祝」は見当たらないが、「祝祝」は存在する。

(1) 博物志曰、祝雞公養雞法、今世人呼雞云祝祝、起此也

(芸文類聚、卷九十一)

(2) 祝祝、之育反。祝祝、猶專專也(一切経音義、卷八(高麗藏本))

前者の例は、「今の世人、雞を呼びて祝祝と云ふ」とあり、「祝祝」とは雞を呼ぶ声の意である。後者の「祝祝」は、専らにする、専一にする意である。これら漢籍での「祝祝」は、日本書紀にみる「神祝祝」の「祝祝」とは関わらない。書紀に記される「祝祝」の意は、神を祭つて祝いごとを述べる意であり、漢籍には見出し難く、とりわけ「神」を冠した「神祝祝之」全体になると、一層、漢語として検索し得ないものとなっている。

D 石上振の神楯、伐本截末、

伐本截末、此云須衛、
被利須衛於茲邊羅比

市辺宮に天下治

めたまひし、天万国万押磐尊の御裔僕らま是なり(卷十五、
顯宗天皇即位前紀条)

この箇所は、石上の布留の神杉の、その根元を伐り先を払って、市辺宮で天下をお治めになった天万国万押磐尊の子孫である、私はいう内容の箇所である。この「伐本截末」に近い表現として、『文選』長笛賦に「匍匐伐取、挑截本末」がある。根元と先の方を切り払う意であり、「本」と「末」とが熟した表現である。祝詞にも六月月次に「大木・小木^乎、本末打切^乎」と「本末」の表現をみるが、書紀の「伐本截末」の表現と同じく、六月晦大祓に「天津金木^乎、本打切末打断^乎」、「天津菅曾^乎、本荊断末荊切^乎」と木の「本」を伐り「末」を伐り払うという表現のあるのが注意される。「截」の字は、もとの字は「截」であり、説文に「截、断也」とあるように、切断する意である。書紀はこの「截」字を先の方(スエ)を切り払うのに用いている。右の『文選』の例など漢籍にも近い表現があるものの、書紀の訓注語と被訓注語との関係は、倭語としてのモトキリスエオシハラヒがまず基にあり、それを倒置法を用いて漢文式に表現したのが「伐本截末」であるともみてよいであろう。ただ、倭語を中国語に翻訳する場合に、うまく当嵌る漢語があればその漢語を用いることもあったかと考えられる。

E 因りて將軍として、東国の兵を興さしむ。時に鹽坂王・忍熊王、共に菟餓野に出でて、而祈狩之曰、
祈狩、此云、于氣比餓利(卷九、神功皇后撰政前紀条)

ウケヒガリというのは、狩をして獲物によって吉凶成否を占うことを意味する。ウケヒガリのウケヒに「祈」を当てるのは、倭語としてのウケヒに、吉凶や真偽などを占うのに神に祈って、その効験によって神意を明らかにする面があるからだとみてよい。「祈」と「狩」とが連なる「祈狩」の語は、ウケヒガリという倭語に基づいて誕生した漢字連語であるとみてよからう。実際、漢籍に「祈狩」を見出すことは困難である。検索した資料（漢籍）に見出し得なかった。本文に位置する被訓注語「祈狩」は、結局のところ、漢語としてあるとみるよりも、倭語がもとにあり、それに基づいて生まれた語とみるのが穏当である。

書紀が志向する漢文体の中であって、右(A-D)に眺めてきた訓注語がそうであるように、ウケヒガリという倭語——それは、漢訳仏典類における梵語が特記すべき外国語(外来語)であるのと同じように、書紀筆録の立場が中国語文(漢文)で記すことにあるゆえに、その倭語はそうした文体的中では外国語ということになること、前述——、その外国語であるウケヒガリという倭語を明示すべく特記してあるということになる。

五

日本書紀は、漢文体を目指すということもあって、漢籍が参照もされまた利用・活用もされた。書紀本文には漢籍から依拠しているとこ

ろが極めて多い。書紀冒頭部もその一つである。

古天地未_レ割、陰陽不_レ分、渾沌如_レ鷄子、溟滓而含_レ牙(書紀、卷一)

「天地未_レ割、陰陽不_レ分」は、淮南子、傲真訓の「天地未_レ割、陰陽不_レ断」を出典とする。「渾沌如_レ鷄子、溟滓而含_レ牙」は、太平御覽(天部)所引の三五曆紀に「渾沌状如_レ鷄子、溟滓始_レ牙」とあり、この太平御覽にある、おそらく修文殿御覽に拠っているとみてよい。この「渾沌」は「混沌」に同じで、物が未分化であり不定の状態にあるさまをいう。「溟滓」は、「溟」と「滓」が同義であり、『広韻』に「滓、溟滓、大水貌」とあるように、大河の水の奥深い意から、ほの暗くて物を見分けにくいさまをいう。出典をみるこれら「渾沌」(混沌)、⁸⁾「溟滓」等の漢語には、訓注は施されていない。その場合、漢籍に出典をもつので、それだけに語義が理解しやすく分かりやすいゆえに、訓注は不要であったのであろうか。しかし、語義の分明さと、その語をいかに訓むかという問題とはおのずと別である。出典語の訓みが固定されるわけでもないことは、右の「溟滓」の一例で示せば、「溟滓」に対して、古写本には、ク、モリテ(下部兼熙本頭注・下部兼敦本右訓・下部兼致本右訓・下部兼見本右訓・清原兼賢本・村岡本・伊勢本頭注・秀存本右訓・宥日本左訓・長仰本右訓・一峯本右訓・雅久本右訓)、ク、モリ(上野本右訓)、クツモリテ(下部兼致本左訓・長仰本左訓)、クモリテ(村岡本右訓)、クラケナス(下部兼熙本頭注・下部兼敦本頭注・下部兼致本左訓・下部兼見本左訓・清原兼賢本右訓)・

之者歎息、司隸旧章、見之者限涕、(略) 憫憫措紳、重荷戴天之慶、
 哀哀黔首、復蒙履地之恩、(略) 功隣造物、(略) 剋固四維、永隆
 万葉」に依るとみてよい。しかし、こうした出典をもつ「彰顯一や
 「殞涕」・「憫々」・「措紳」・「黔首」等々の語句に訓注が施され
 るということはない。

かように出典をもつ箇所訓注が施されず、基本的に漢籍には用例
 を見出し難い漢字連語に多く施されるという事実を考え合わせるとき、
 漢語に付された訓注をも含めて、本稿では、訓注を施す目的は、漢語
 をどのように訓読するかといった、漢文訓読としてあるのではなく、
 言い換えれば、純漢文を目指して記されたその漢語をもう一度日本語
 に戻すといった方向での、倭訓を定めるといった目的で記されるもので
 はなかった、とみてよいであろうと考える。純漢文を志向する日本書
 紀は、「日本」を冠することをも含めて大陸の人たちを意識して記さ
 れた書物である。たとえ日本人がこの書物を読むとしても、また実際
 は多くの日本人が読むことになるのであろうが、それはそれとして、
 日本書紀編纂の方針があくまでも純漢文を指して選択された文体で
 あるとき、即ちかかる文体が選ばれること自体、そこにある倭語その
 ものは外国語なのである。日本書紀の読者の多くが日本人であったと
 想定されるとしても、またそうした読者のために倭語が示されるとい
 うこともさることながら、むしろ先ずは純漢文(中国語文)で記そう
 とする大きな方針のもとにある日本書紀の在りようの中の訓注の存
 在の意義を見届けるべきであらう。

因みに、直接に関わることはないが、現在でも外国語を日本語に、
 逆に日本語を外国語に翻訳する際、とくに明示しておくべき元の国の
 語句をそのまま外国語、または外来語として記すことがある。こうし
 たあたり方に漢訳仏典類の梵語、日本書紀の倭語は近いものがあるとい
 て、大きくは誤らないはずである。

日本書紀の訓注語は、基本的に特記すべき外国語としての倭語であ
 り、それを明示しておくというのがその主たる目的・意義であったと
 把握されよう。

【注】

- (1) 亀井孝「古事記はよめるか」(『古事記大成』3、平凡社、昭32)、築島裕『平安時代の漢文訓讀語につきての研究』(東京大学出版会、昭38)参照。
- (2) (1)「蹴散」、(2)「雄語」、(3)「躑躅」の三語などについては、すでに拙論「日本書紀の漢語と訓注のあり方をめぐって」(『萬葉語文研究』第1集、平17・3)で論じた。
- (3) 注1の論考等参照。
- (4) 後述もするが、注2の拙論をも参照。
- (5) 拙論「和文体以前の『倭文体』をめぐって」(『萬葉』185、平15・9)参照。
- (6) 漢語というよりも訓詁によって生まれた漢字連語が多いが、中に漢語もあり、それについては注2の拙論参照。
- (7) 賀茂真淵書入本古事記、中島悦次「古事記評釋」、倉野憲司「古事記全註釈」、契沖「萬葉代匠記」、澤瀉久孝「萬葉集注釋」等参照。
- (8) 勝村哲也「修文殿御覽天部の復元」(『中国の科学と科学者』京大人文研、昭53)、神野志隆光「『日本書紀』「神代」冒頭部と「三五曆紀」」(『記紀萬葉論叢』、塙書房、平4・5)、瀬間正之「日本書紀開闢神話生成論の背景」(『上智大学国文学科紀要』17、平12・3)、同「アメツチノハジメ」(『国文学』51の1、平18・1)は、『修文殿御覽』と共に、それを引く『法苑珠林』に学んだ可能性を説く。

【05年9月30日受付、10月14日受理】